反響の所報「特別交付税のイロハ」

―― 地方交付税不交付団体等の減額項目を検証 ――

東海自治体問題研究所理事
中川 博一

１．所報の感想から見えてくる特別交付税に関する地方自治体の実状

東海自治体問題研究所所報に「特別交付税のイロハを学んで災害対策、病院事業、地方バスの財源を考察」2021.8 No.438（以後「特別交付税のイロハ」と呼ぶ）を掲載しましたが、多くの方から特別交付税に関するご意見や情報をお寄せいただきました。感謝申し上げます。と同時に特別交付税については更に検証しなければならない課題も浮かび上がってきました。まずは、お寄せいただいたご意見や情報がどういうものであったかお知らせいたします。

ある会員からは「特別交付税に関する資料取得の方法として総務省ホームページから文献資料までのアクセスが案内されていたことについて面白く読みました。」という感想が寄せられました。

稲沢市の会員の方からは「地方バス運行維持に関して、情報公開条例に基づく行政文書の公開を求めたところ、特別交付税に関する交付額一覧表はないとの回答だった」との連絡をいただきました。ただし、地方バスに関する他の行政文書については回答がありましたので、稲沢市が愛知県へ出した報告文書から地方バスに関する特別交付税額を知ることができました。

愛西市の会員の方からは地方バスの運賃が０の場合は特別交付税を請求する対象にはならないということを教えていただきました。

「東三河くらしと自治研究所」の方からは、東三河には中山間地の公立病院、東栄医療センターがあるので特別交付税の病院に関する指摘については参考にしたいという感想がよせられました。加えて、２点の情報提供がありました。１点目は総務大臣が不採算地区の病院の機能を維持するために「自治体の一般会計から病院の運営経費に繰り出した金額の８割を交付する」（2021.5.28日経新聞）ということを表明したという情報提供です。もう１点は公共施設等総合管理計画について、その見直しに係る経費を、特別交付税で措置をするという情報提供が寄せられました。

そして日進市の「くるりんばすを考える会」の方からは、日進市へ公開質問状を出した経験を踏まえて重要な指摘がありました。

日進市の地方交付税不交付団体には交付されないという問題です。このことについては先の論考では考察することをスルーした問題でした。特別交付税の第３条と第５条には減額項目があり、競艇や競輪の公営競技がある場合は財政的に余裕があるという観点で減額されるという規定や、自治体の財政事情において基準財政収入額が基準財政需要額を超える額は減額をするという規定があります。

このように、特別交付税に関する貴重な意見や情報を寄せていただいたわけですが、本稿では、この意見や情報に基づいて次の４点について解明していきます。

①「くるりんばすを考える会」が自治体に対して行った公開質問状に対する日進市の回答について検証します。

②減額問題を取り上げ、「特別交付税に関する省令」の第３条・第５条について解明し

ます。

③地方交付税でも重要な問題として捉えなければならない一般財源について言及します。

④政府による政策誘導としての特別交付税について検証します。

2. 日進市の公開質問状から地方バスの財源問題を考える

1）日進市の回答は誠実

「くるりんばすを考える会」は昨年の９月に日進市に特別交付税に関することについての公開質問状を提出しています。それに対する回答が出たということで、「くるりんばすを考える会」の方からその回答書を拝見させていただきました。回答書に対する第一印象は日進市の対応には誠実さがあると感じました。

2）日進市の公開質問状で考えさせられたこと

日進市の回答の中で、課題として浮かび上がったものとして２点あると考えます。

①コミュニティバスの事業費に対して日進市は「特別交付税に関する省令」の第5条第1項第3号イにより、地方バス路線運行維持対策費に要した経費が特別交付税の算定項目となっているという回答でした。その上で、地方交付税不交付団体である日進市の場合は特別交付税が算定上０となるという説明がありました。このことについては「特別交付税に関する省令」の中の第３条・第５条問題として次節で検証します。

②また、日進市は特別交付税は性質上、その算定経費について、単純に対象経費に対して補填される補助金ではなく、他の項目と合わせて全体費用の一部（一般財源）として算定されるものという見解を示しています。そこで、①の不交付団体は特別交付税が交付されないことについては「特別交付税に関する省令」でどのように規定されているかを見ていくことにします。

この２点については次節以降で検証します。

3）「くるりんばすを考える会」の活動から学ぶこと

「くるりんばすを考える会」は国土交通省にも公開質問状を出しています。それに対して中部運輸局愛知運輸支局から「地域のコミュニティバスの財政支援のスキームについて」と題しての回答をもらっています。

回答の内容は「日進市のくるりんばすにつきましては、地域公共交通確保維持改善事業（国土交通省）が活用されていますが、補助対象事業者は運行事業者であり、日進市に対して直接補助金を交付しているものではありません。このため、くるりんばすに対する日進市の支出科目等について当支局では関知しておりません。なお、地域公共交通確保維持改善事業を活用いただくに当たり、地方公共団体が特別交付税を充てることについては、制度上支障ありません」というものでした。この内容そのものはそっけないように感じますが、市民団体にとっては価値ある回答ではなかったかと思います。

市民団体の日進市や国土交通省への公開質問状という積極的な活動には敬意を表します。こうした行政とのやり取りは、今まで見えなかった行政の考えがわかると同時に、市民団体にとっても新たな知識を得ることにつながります。こうした活動が住民自治を発展させるものではないかと思いました。

3. 地方交付税不交付団体が特別交付税を交付されない減額規定とは何か

日進市での回答から、地方交付税不交付団体については、特別交付税が交付されないという問題が課題としてあがりました。この課題の究明には特別交付税の減額規定を明らかにする必要があります。この減額規定は市町村の場合は、「特別交付税に関する省令」の第３と第５条にありますが、この規定を解明する前に、前稿の「特別交付税のイロハを学んで災害対策、病院事業、地方バスの財源を考察」で論じた特別交付税についておさらいをしておきましょう。

1）特別交付税のおさらい

特別交付税のおさらいとして、５点にまとめてみました。

①特別交付税は地方交付税の一部で、普通交付税が地方交付税総額の94％、特別交付税が６％という割合で自治体に交付されます。特別交付税の１年間の交付金は約１兆円になります。

②特別交付税は普通交付税で基準財政需要額には算定できなかったところを補う役割を担っています。

③特別交付税の算定式や算定項目は、地方交付税法では具体的な方法は示されておらず、「特別交付税に関する省令」で定められています。

④この省令は第11条までの条文で構成されています。その第11条をまとめると次のようになります。

・第１条は算定資料の提出について規定し、都道府県知事は総務省に市町村長は都道府県知事に提出しなければならないと規定しています。

・第２条と第４条は道府県の算定方法で第２条が12月分、第４条が３月分の算定方法について規定しています。

・第３条と第５条は市町村の算定方法で第３条が12月分、第５条が３月分の算定方法について規定しています。

・第６条は特別交付税の額の決定時期について、第７条では都道府県知事の事務について規定しています。

・第８条は算定方法の特例を規定しています。この第８条は特別の財政需要の増加や財政収入の減少等特別の事情がある場合に当該の都道府県知事の意見を聞いて３月分の特別交付税の額を増額することができるという規定をしています。

・第９条は東京都の特例について、第10条は大規模な災害にあった場合の交付時期及び交付額の特定について、第11条は都道府県や市町村からの総務省に対する意見の徴収について規定しています。

⑤特別交付税の算定構造はルール項目と調整項目とに分かれています。そしてこの調整項目が特殊財政需要分になります。第３条規定の12月算定分の特別交付税はほとんどがルール項目です。ルール項目は省令に算式まで記載されており、地方自治体からの要求額に対して、満額交付されるようになっています。

問題は特殊財政需要分です。特殊財政需要分は省令の第５条「市町村に係る３月分の算定方法」や附則などで規定されていますが算式は示されていません。各項目の多くには、末尾に「特別の財政需要があること」が記載されています。何が問題かというと、特別交付税は普通交付税以上に総務省財政課と都道府県市町村課、市町村財政課の間を数字（表や資料）が行き来しながら、確定されていく、決定されていくという特徴をもっているということです。このことについては、先行研究者である中村稔彦氏が次のように述べています（2021「市町村に対する特別交付税の手続き・配分方法とその運用実態」『自治総研』通巻507号）。「市町村財政課の担当者が、 特別交付税の要望額をできるだけ積み上げるというような交付額の獲得努力をした場合、その努力は報われる可能性が高いということである。とりわけ、制度上でも、省令第８条第１項第５号の『その他財政需要等』で、市町村の意向で無制限に項目を挙げる、要望額を積み上げることができるようになっており、それを支えているといえよう。このことについては、総務省財政課をはじめ、40道府県が、程度の差こそあるが、獲得努力が報われる可能性があることを認めている。」とまとめています。

以上、「特別交付税のイロハ」についてのおさらいをしましたが、この中では第３条第５条の減額項目についてはスルーしてきております。そこで、次にこの減額項目について検証することにします。

２）特別交付税に関する省令の第3条･第5条

を解説

第３条と第５条は特別交付税の算定方法を規定しています。この条文には日進市の例でも出ていた地方交付税不交付団体への交付に関する問題も含んでいるので、どういう内容になっているのかを、たちいって検証することにします。まず、最初に特別交付税に関する省令の第３条を確認しておきましょう。

この条文は第３条の第１項ですが、この後

> 第３条【市町村に係る十二月分の算定方法】
> １　各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第１号の額及び第６号の額の合算額に、第３号の額から第４号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第２号の額の合算額から第５号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

に第１号から第６号までの項目が並びます。最初の第１号には災害などの特定項目が、次の第２号で準特定項目が、そして第３号に約90項目に及ぶ一般項目が並びます。病院関係はこの第３条の第３号の一般項目に入ってきます。また、地方バスなどは、第５条第３号の一般項目に入ります。また第４号と第５号が減額項目になります。

しかし、この第１号から第６号に関しては様々な条件が規定されているので、第３条の条文は複雑で読み取りにくくなっています。どちらかというと方程式を解くようになっています。

そこで、この第３条規定をわかりやすく説明したものがないかと探したところ、新潟県庁のHP上で「これだけは知っておきたい行政職員の常識」という欄に特別交付税に関する解説を見つけました。次に、新潟県庁のHPから特別交付税の解説を参考にして第３条・第５条の内容を理解することにしましょう。

なお、第３条と第５条とを並列に並べて減額規定を説明してきましたが、第３条と第５条との違いは第５条には第３条の第６号の規定がないだけで、他の項目は全く同じです。

第６号の規定を簡単に説明すると次の通りです。第６号の規定は普通交付税の不交付団体が、かつて交付団体であったときの対処方法です。その時に錯誤となった地方交付税算定不足額については、現在は不交付団体であっても、その不足額を特別交付税で交付しなさいという規定です。したがって、その規定は時期的に12月で完了をしているので、３月認定である第５条には必要がないということになり、規定から外れたと解釈しました。

３）第3条・第5条を新潟県庁のHPから学ぶ

(1)新潟県庁HPの特別交付税解説（次頁参照）

新潟県庁が「行政職員の常識」というコーナーで特別交付税について上記のようにHPにあげて、「特別交付税の省令　第３条・第５条」について解説しています。内容としては非常に参考になりました。第３条・第５条の解説として次のように算式で表しています。

第1号＋{第2号＋(第3号－第4号)－第5号}＋第6号

新潟県庁のHPでは唐突にこの算式が出てくるので、この意味するところが当初は理解できませんでした。よく読み込むと、その意味が少しずつ溶けていきます。実はこの算式は特別交付税に関する省令の第３条・第５条のナゾを解き明かしたものになります。そこで、第１号から第６号までの解説を試みながら新潟県庁の数式を解き明かしていきます。

(2)「第3条・第5条」の第1号から第6号についての解説

第１号については特定項目として「災害など各自治体の財政事情に関わらず、当該項目の額を確保」、「必要がある項目」として「減額項目との差引きなし」と説明しています。例として「現年災、災害廃棄物処理等」をあげています。この解説と第３条の条文と突き合わせると次のことが言えます。第３条の条文には「第３号の額から第４号の額を控

＜特別交付税に関する省令第３条・第５条＞

第1号＋{第2号＋（第3号－第4号）－第5号}＋第6号

［第1号 特定項目］　災害など各自治体の財政事情に関わらず、当該項目の額を確保必要がある項目。減額項目との差引きなし。
例）現年災、災害廃棄物処理 等

［第2号 準特定項目］本来、普通交付税の算定対象であるが、算定時期等の技術的理由などにより特別交付税で算定している項目」

［第3号 一般項目］　第1号、第2号項目以外の一般的項目
例）地方バス、公立・公的病院等

［第4号 減額項目（公営競技等）］財政的に余裕があるという観点から減額

［第5号 減額項目（財源超過額）］基準財政収入額が基準財政需要額を超える額を減額

［第6号 普通交付税錯誤額］　普通交付税の不交付団体に対する錯誤額の措置

― 以上新潟県庁HP『NIIGATA市町村情報』（令和元年9月発行、NO.638）からの引用

除した額」と「第３号の額から第４号の額を控除した額と第2号の額の合算額から第５号の額を控除した額」にはそれぞれ「当該額が負数となるときは、零とする。」という条件文が付されています。つまり負数となっても０となるので、第１号の災害に関する算定項目は、自治体の財政事情にも、次に説明する減額項目との差し引きにも影響されずに交付されるということ示しています。条文には深い意味があります。

第２号については準特定項目として「本来、普通交付税であるが、算定時期等の技術的理由などにより特別交付税で算定している項目」と説明しています。ここでの「算定時期等の技術的理由」とは、４月２日以降に町村が市となり生活保護費の増加があることや新たに保健所設置市になることで保健衛生費の増加があることを言っています。

第３号については一般項目だとして「第１号、第２号項目以外の一般的項目」と説明し、例として「地方バス、公立・公的病院等」をあげています。

第４号については減額項目（公営競技等）として「財政的に余裕があるという観点から減額」すると説明しています。要は競輪・競馬の収益金が基準財政需要額の0.05を乗じて超える分について0.15を乗じて得た額を減額するというものです。また収益金が増えれば減額率は更に上昇するようになっています。

第５号の減額項目（財源超過額）については「基準財政収入額が基準財政需要額を超える額を減額」すると説明しています。つまり、これが地方交付税不交付団体には特別交付税が交付されないという規定です。

第６号は普通交付税錯誤額として「普通交付税の不交付団体に対する錯誤額の措置」と説明しています。これは、前に第３条と第５条の違いを説明したとおり、不交付団体が交付団体であった前の年度に普通交付税の額に間違いが生じて不足分がある場合は特別交付税で交付を受けることができるという規定です。逆に返還する場合の規定も当然あります。その規定は地方交付税法に記載されています。

４）愛知県における特別税交付額の推移と減額項目

別表１は特別交付税交付額の減額している実情をみるために1998年から2018年までの愛知県の各都市の特別交付税交付額を「地方財政状況調査個別データ」からひろいあげて作成した表です。同時に参考として2018年度の各都市の財政力指数も載せました。この表から次のことがわかります。

①財政力指数が1.0以上の不交付団体の特別交付税が少ないことがわかります。ただし、この財政力指数は３年間の平均値なので1.0

別表1　愛知県の都市の特別交付税交付額の推移　【千円】

（年度）	名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	豊川市	津島市	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市
2018 財政力指数	0.99	0.99	1.02	0.84	0.88	0.98	0.98	0.88	0.77	1.25	1.32	1.49	1.27
2018年度	1,036,327	404,065	139,401	324,536	413,410	138,206	302,822	708,047	299,025	35,410	31,389	254,251	34,154
2017年度	710,327	332,969	147,479	303,511	393,398	92,256	284,537	733,531	324,119	41,457	30,912	264,215	50,586
2016年度	735,519	307,529	152,526	333,685	328,508	113,501	288,523	742,502	322,504	39,865	37,972	288,841	22,987
2015年度	734,462	485,528	265,030	591,678	449,973	155,176	313,905	815,656	340,376	43,541	40,667	350,605	55,149
2014年度	800,432	631,298	256,326	917,088	468,230	161,262	331,728	819,443	361,224	45,314	52,256	337,211	52,032
2013年度	987,233	686,408	280,406	990,274	437,222	156,373	360,317	843,483	373,617	50,000	44,375	431,664	59,548
2012年度	1,070,619	765,593	354,534	1,055,768	432,766	155,406	373,934	875,971	375,511	81,207	48,730	370,758	86,519
2011年度	1,955,371	893,563	394,080	1,071,686	438,164	170,655	359,596	871,671	389,590	81,035	69,736	419,547	225,504
2010年度	784,473	711,715	378,724	1,028,274	454,184	139,034	366,634	838,482	391,148	51,616	39,817	359,773	33,647
2009年度	638,048	628,330	312,146	940,198	384,296	109,493	315,033	775,180	371,268	62,618	45,799	357,740	55,302
2008年度	574,821	518,229	408,648	970,197	370,599	108,770	215,059	638,366	359,481	61,870	44,967	356,740	50,911
2007年度	506,519	374,186	394,791	1,000,355	348,201	108,020	212,426	851,154	342,085	58,154	42,643	356,740	46,724
2006年度	1,168,023	439,296	590,513	1,172,264	333,052	143,279	300,121	570,341	326,148	78,801	47,610	535,109	56,254
2005年度	684,032	511,108	506,129	1,287,496	366,193	191,039	400,161	455,363	350,133	105,068	63,480	713,479	75,005
2004年度	816,042	572,080	342,185	679,106	412,150	211,211	416,186	405,325	389,255	119,057	72,000	75,025	85,004
2003年度	909,240	635,294	378,316	597,106	471,300	241,249	473,210	461,386	444,254	133,100	79,836	79,025	95,001
2002年度	1,008,285	676,208	403,110	638,277	511,073	262,088	505,051	501,239	481,062	141,073	84,037	90,006	100,055
2001年度	1,100,290	708,167	414,089	668,223	533,059	274,071	527,041	523,193	493,145	147,060	87,041	94,005	102,046
2000年度	1,383,174	735,075	446,040	709,100	571,034	283,032	568,018	561,086	528,065	156,033	90,059	100,002	108,043
1999年度	1,203,352	748,032	428,003	664,007	546,005	245,020	506,030	539,033	502,005	148,003	67,034	77,014	98,004
1998年度	2,633,490	677,358	388,599	562,582	466,102	237,909	438,069	495,447	440,989	154,814	46,997	69,806	195,464

（年度）	西尾市	蒲郡市	犬山市	常滑市	江南市	小牧市	稲沢市	新城市	東海市	大府市	知多市	知立市	尾張旭市
2018 財政力指数	0.97	0.88	0.92	0.97	0.82	1.21	0.91	0.58	1.26	1.14	0.97	0.99	0.93
2018年度	277,205	46,277	320,770	29,084	324,929	75,635	474,284	661,074	29,592	58,162	114,931	110,580	189,149
2017年度	288,340	39,242	287,243	23,583	323,415	70,163	476,728	638,169	39,960	59,238	119,255	116,690	183,415
2016年度	213,535	36,139	298,525	67,504	409,510	74,592	492,604	677,506	32,587	63,680	110,548	106,526	183,612
2015年度	137,742	50,985	315,000	74,442	391,008	86,139	521,282	673,790	38,532	68,355	127,893	101,946	203,504
2014年度	391,169	63,492	312,441	73,284	395,072	97,564	524,216	652,072	40,527	70,962	117,104	96,430	200,253
2013年度	358,573	60,165	321,353	68,138	409,318	94,368	522,056	672,004	38,126	79,083	122,210	99,535	194,479
2012年度	397,948	93,880	342,495	67,141	429,261	127,229	554,009	711,575	36,318	91,442	121,655	112,078	202,580
2011年度	447,243	98,897	350,187	86,075	455,284	122,418	569,853	735,391	66,913	119,705	118,569	122,348	201,696
2010年度	201,478	57,308	362,441	81,205	455,270	95,742	578,599	707,700	36,840	114,994	115,727	129,488	198,750
2009年度	87,628	65,001	341,486	63,180	432,918	95,198	551,528	656,800	37,686	79,612	101,586	110,181	188,932
2008年度	83,609	63,509	334,223	62,295	424,505	94,344	545,776	648,599	36,582	79,474	48,101	109,672	185,250
2007年度	81,606	58,762	321,142	70,306	404,277	91,331	618,218	667,302	37,651	78,745	48,237	107,990	179,115
2006年度	104,267	73,012	373,205	90,612	410,226	117,002	706,133	727,498	37,502	99,044	53,252	138,754	190,043
2005年度	139,022	75,001	340,051	101,007	437,109	156,003	741,348	826,244	50,003	132,058	71,003	185,005	196,023
2004年度	157,016	76,001	380,037	109,005	474,347	174,015	576,119	397,194	55,002	150,152	78,002	212,039	216,017
2003年度	174,016	90,001	426,290	111,005	533,345	194,106	494,119	446,193	63,002	170,151	81,002	222,148	242,037
2002年度	188,025	96,002	463,110	118,029	577,084	209,056	534,029	477,047	68,001	185,050	86,036	235,036	262,088
2001年度	193,020	99,002	483,089	120,994	600,068	219,045	557,152	494,094	71,020	194,076	90,044	244,029	270,071
2000年度	209,010	105,000	520,040	124,054	647,030	236,020	607,068	525,042	76,009	223,034	82,046	258,013	290,032
1999年度	169,000	99,010	488,021	123,010	613,026	222,030	582,008	502,028	58,001	178,004	75,032	241,007	277,033
1998年度	170,433	113,367	425,059	101,063	539,514	294,898	510,152	450,637	67,862	176,244	64,941	201,189	247,950

（年度）	高浜市	岩倉市	豊明市	日進市	田原市	愛西市	清須市	北名古屋市	弥富市	みよし市	あま市	長久手市
2018 財政力指数	1.03	0.83	0.91	1.05	1.09	0.63	0.89	0.94	0.99	1.50	0.75	1.08
2018年度	96,782	185,338	172,594	39,830	354,996	345,803	259,085	163,896	149,449	17,464	579,567	21,749
2017年度	88,505	182,993	156,014	46,648	192,533	332,459	259,217	145,566	134,175	23,141	568,137	23,818
2016年度	89,883	196,506	167,645	42,862	200,164	358,625	284,525	155,611	135,501	20,284	590,502	24,023
2015年度	127,219	207,259	387,239	44,709	285,176	371,911	293,904	164,062	139,766	25,099	613,811	25,859
2014年度	128,062	209,986	177,095	80,128	361,305	410,009	297,876	168,081	151,281	23,988	621,192	26,409
2013年度	140,350	222,065	173,112	80,201	363,226	399,005	305,105	204,499	155,146	24,142	637,450	17,999
2012年度	157,012	233,074	190,397	82,724	370,563	386,310	339,907	226,172	170,948	36,239	629,751	84,427
2011年度	140,186	238,835	186,478	125,116	402,891	414,458	313,706	224,078	191,660	47,569	659,480	97,065
2010年度	142,812	245,048	189,842	103,337	360,425	420,150	321,722	230,288	186,905	24,307	556,046	***
2009年度	121,814	235,270	179,039	58,902	296,173	399,917	305,696	218,165	166,077	31,963	705,273	***
2008年度	121,477	229,090	175,761	58,532	283,173	388,476	236,130	367,283	161,994	***	***	***
2007年度	119,609	217,077	166,107	57,911	283,173	433,197	236,130	361,017	164,470	***	***	***
2006年度	157,534	204,216	157,076	67,538	424,759	479,467	354,195	558,688	189,293	***	***	***
2005年度	210,045	225,033	167,014	90,051	566,345	540,246	472,260	212,014	***	***	***	***
2004年度	219,033	245,024	184,010	100,037	249,058	***	***	***	***	***	***	***
2003年度	241,033	276,024	208,040	112,037	318,057	***	***	***	***	***	***	***
2002年度	253,054	295,056	225,031	121,009	***	***	***	***	***	***	***	***
2001年度	259,145	307,045	232,025	127,045	***	***	***	***	***	***	***	***
2000年度	270,085	329,020	254,011	135,011	***	***	***	***	***	***	***	***
1999年度	253,030	314,029	231,035	123,020	***	***	***	***	***	***	***	***
1998年度	210,893	271,947	206,079	128,755	***	***	***	***	***	***	***	***

注）2018財政力指数の色付きセルは1.0以上の財政力指数の都市と公営競技開催都市。
各都市の色付きセルは特別交付税額の最大交付年です。

出所）総務省HP「地方財政状況調査個別データ」

前後の財政力指数の都市の推移は複雑な動きをしていることをみることができます。

②常滑市と蒲郡市は公営競技開催都市なので、この２都市も特別交付税は少ないということがわかります。

③各都市の特別交付税の最大交付年をみると2000年が横並びになっていますが、この年は東海豪雨のあった年です。特別交付税に関する省令の第３条・第５条第１号の災害対策の適用を受けた実態が見えます。また、この適用が財政力指数とは関係なく交付されていることもみることができます。

４．一般財源問題を考える

一般財源とは「使途が特定されず、どの経費にも自由に充当できる収入で、地方税、地方譲与税、地方交付税、 利子割交付金、地方消費税交付金、特別地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金をいう。特に、地方税及び地方交付税をもって一般財源を代表させることが多い」（注：地方財政白書「用語の解説」）と言われています。

一般財源は自治体の裁量で何にでも使える財源です。それは地方自治体の自治権を尊重するという重要な要素であることは確かです。しかし、一方では一般財源の本質をつかまなければいけません。一般財源のほとんどは地方税と地方交付税を財源としています。この場合の地方税と地方交付税の関係は地方交付税算定の根拠となる基準財政需要額に対応する地方税（基準財政収入額）が不足した場合に、それを補填する関係にあります。地方交付税制度には市民に対する標準的な行政サービスを提供する財源保障機能があります。つまり、普通交付税や特別交付税の算定項目は標準的な市民サービスを示すものであり、たとえ地方交付税不交付団体といえどもこのことを無視することはできません。地方交付税不交付団体は、この標準に対して更に充実したサービスを提供することができるかどうかが問われるべきです。

５．政府による政策誘導としての特別交付税について

特別交付税に関する算定項目のうちの勘案分をみていると、国の政策誘導的な項目が入ってきているのが目立つようになってきました。かつての地方交付税に新自由主義的な制度を導入した「頑張れ地方応援プログラム」では、特別交付税の特殊財政需要分の勘案分として導入のための事務経費を算定項目に反映させていました[1)]。

最近では、冒頭で東三河くらしと自治研究所の方からの指摘を紹介したように公共施設等総合管理計画の見直しの事務経費に特別交付税を措置できるという課長通知が発せられています。その通知文を見ると、「令和３年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費（専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）、計画の見直しに要する経費（委託料、印刷費等））について、特別交付税措置を講じることとしたこと[2)]」とあります。１年限りの措置のようですが、特別交付税にはこういう使い方もあるわけですね。しかし、こうした特別交付税の交付については大きな問題があるといえます。

本来、地方交付税制度は、自治体ごとの財政力の格差を解消するために、自治体間の過不足を調整する「財政調整機能」と標準的な市民サービスを保証する「財源保障機能」の二つの機能を持っています。これが本来の地方交付税制度の趣旨です。前稿の「特別交付税のイロハ」では特別交付税の算定について総務省、県、市町村との間で算定項目の認定を巡って地方自治を発展させる要素があると書きました。しかし、特別交付税を含めた地方交付税算定の内実は、こうした地方自治的な要素とはケタ違いの大きな力で中央集権化が進んでいることに大きな危惧を持たざるをえない現実の姿があります。

今後もこうした政府の中央集権的な政策誘導には注視していく必要があります。

1）平岡和久・森裕之「地方財政改革の焦点 新型交付税と財政健全化法を問う」（自治体問題研究社2007年、78頁）『市町村がプロジェクトに取り組むための経費を特別交付税として500億円程度を措置することとされています』

2）総財務第6号令和3年1月26日総務省自治財政局財務調査課長発「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」